

中之島シティ法律事務所報

# N C L a w L e t t e r

第 25 号

Vol. 25

October, 2024



巻頭言 (矢倉 雄太) . . . . .	2
アメリカ合衆国大統領選挙とアメリカ憲法 (安田 幸司) . . . . .	3
「営業秘密・限定提供データの保護に関する令和 5 年不競法改正」 (西川 侑之介) . . . . .	5
私のこの 1 冊 (2) (三山 峻司) . . . . .	7
長期間続く辛い近況報告 (阪口 誠) . . . . .	8
四国八十八ヶ所・車遍路旅 (湯浅 靖) . . . . .	9
地震と台風 (池田 聡) . . . . .	9
裁判所とテレビ (松下 聡) . . . . .	10
心打たれた牛肉 (北村 優香子) . . . . .	10
出版案内 . . . . .	11

## 巻 頭 言

弁護士・弁理士・博士（法学） 矢倉 雄太

非常に暑い日が続いておりますが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。今年の夏は、大阪でも、8月上旬に最高気温が38℃を超えるような日があり、全国的にも40℃に迫る危険な暑さが続いていて、異様に感じます。7月下旬には、夏休みをいただき、家族で沖縄に旅行へ行ってきましたが、沖縄在住の方からも、「内地の人が『避暑に沖縄に来ました』と言っているのを聞く」とのお話をお聞きしたぐらいです。私が旅行した当時、沖縄の最高気温は、31～32℃ほどで、朝夕は涼しく、日中でも日陰では快適に過ごすことができるほどでした。大阪との違いに大変驚くとともに、大阪よりも沖縄の方が過ごしやすいという事実、何とも不思議な感覚を覚えました。

今しばらく危険な暑さが続くことは想像に難くありませんので、皆様におかれましても、くれぐれもご自愛くださいませ。

さて、今年オリンピックがパリで開催され、本稿を執筆している8月7日現在、連日各種競技がテレビで放映・中継され、結果が報道されています。

私も、可能な限りテレビで拝見しており、選手が懸命に競技に取り組み、その結果に喜び又は悔しさをにじませるお姿に、日々感銘を受けております。先日は、卓球女子シングルスで銅メダルを獲得された早田ひな選手の3位決定戦を拝見していました。韓国の選手を相手に、第一ゲームを取られるも、その後4ゲームを先取り勝利されました。その後の報道情報によりますと、同試合の際、早田選手は、卓球時の利き手である左手を負傷されていて、前夜は風呂に一人で入れず、ドライヤーも持てないほどで、練習もほとんどできないなか試合に臨まれたようです。トップクラスの選手であろうとも、直前のトラブルや当日の痛みによるご苦労やご心配は、想像を絶するものではないかと存じます。このような逆境にあわれながらも、早田選手がこれを乗り越え、勝利をおさめられたお姿は、尊敬の念に堪えません。

私も、早田選手はもちろん、代表選手の皆様が競技に懸命に取り組まれるお姿や、逆境を乗り越える強さに刺激を受けながら、これからも日々の業務に邁進していきたいと思えます。

今後とも何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

# アメリカ合衆国大統領選挙とアメリカ憲法

弁護士・ニューヨーク州弁護士 安田 幸司

## 1. はじめに

私は、2016年7月からアメリカのロースクールに留学していました。そして、その年の11月に大統領選挙が行われ、翌2017年1月にトランプ大統領が誕生しました。あれから8年、今年もアメリカ大統領選挙が行われます。そして共和党の候補者はトランプ氏です。トランプ氏が再びアメリカ大統領になるのか、カラム・ハリス氏が女性として初のアメリカ大統領になるのか、注目を浴びる選挙戦となっているように感じます。

今回の事務所報においては、アメリカ合衆国憲法（以下、「アメリカ憲法」といいます。）において大統領選挙についてどのように規定されているか、すなわち、アメリカ大統領選挙についての憲法上の根拠（第2章（Article II.）と修正条項（Amendments））について、簡単に説明しようと思います。

## 2. 大統領の任期と副大統領候補者について

- (1) 第2章第1条第1項（Article II, Section 1, Clause1）は「He shall hold his Office during the Term of four Years」とされており、大統領の任期は4年とする憲法上の根拠があります。そのため、アメリカ大統領選挙は4年ごとに行われています。
- (2) また、アメリカ大統領選挙に関する報道を見ていると「副大統領候補者」が誰かということも注目を浴びていますが、これにも憲法上の根拠があります。先ほどと同じ第2章第1条第1項（Article II, Section 1, Clause1）には「together with the Vice President, chosen for the same Term, be elected」と、大統領と副大統領がともに選任されることが明記されていることから、大統領候補者だけではなく、副大統領候補者についても注目を浴びる選挙システムとなっています。
- (3) 以上のとおり、大統領と副大統領は4年の任期で、同一の選挙で選任されます。そして、この4年の任期の始期と終期についても根拠があり、修正第20条第1項（Amendment XX, Section 1）に「The terms of the President and the Vice President shall end at noon on the 20th day of January . . . of the years in which such terms would have ended if this article had not been ratified ; and the terms of their successors shall then begin.」と規定されており、正副大統領の任期は1月20日の正午に終了し、後任者の任期はその時（1月20日の正午）に始まるとされています。

なお、選挙日については、「11月の第1月曜日の次の火曜日」（2024年は1

1月5日)とされておりますが、これは憲法上ではなく法律上に根拠が存していません。

(4) また、修正第22条 (Amendment XXII, Section 1) には「No person shall be elected to the office of the President more than twice」と規定され、大統領に就任できるのは2回までと決められています。

### 3. 選挙人による投票

アメリカ大統領選挙においては「選挙人 (Electors)」という言葉が出てきます。これは、一般有権者が州ごとに選挙人を選挙し、その選挙人の投票を持って大統領が決まる制度となっているからです。

この選挙人による選出制度については修正第12条 (Amendment XII) に規定されており、「The person having the greatest number of votes for President, shall be the President, if such number be a majority of the whole number of Electors appointed」と、大統領として最多数の投票を得た者の票数が選挙人総数の「過半数」に達しているときはその者が大統領になるとされていることから、報道等でも、どの候補が選挙人を何人獲得したかということを中心に扱っています。

### 4. その他

前回の大統領選挙の際には、バイデン大統領が任期中に亡くなったらハリス副大統領が女性初の大統領になるかもしれないと言われていました。大統領が死亡した場合に副大統領が大統領になることについても憲法上の根拠があったりもします (修正第25条1項 (Amendment XXV, Section 1))。

### 5. 最後に

非常に簡単にではありますが、アメリカ大統領選挙に関連するアメリカ憲法の規定を簡単に紹介しました。今回のアメリカ大統領選挙を機会に、皆様一度アメリカ憲法に目を通してみてはいかがでしょうか。



# 「営業秘密・限定提供データの保護に関する令和5年不競法改正」

弁護士・弁理士 西川 侑之介

## 1. はじめに

近年、情報技術の急速な進展とともに、企業におけるデータの重要性が増しています。特に、技術上・営業上で有用な機密情報や、情報解析に用いられるビッグデータは、企業の競争力を維持・向上させるための重要な資産となっています。

不正競争防止法（以下「不競法」といいます）では、企業内の機密情報やビッグデータについて、営業秘密（不競法2条6項）や限定提供データ（同法2条7項）として保護されており、「不正競争」の行為類型（2条1項4号～16号）に該当する不正な取得・使用・開示については、民事上の損害賠償や差止めの対象とされ、また営業秘密にかかる不正競争行為については刑事罰の対象にもなっています。

令和5年に成立し、令和6年4月1日から施行の令和5年改正不競法（令和五年法律第五十一号）では、営業秘密や限定提供データの保護に関する規定や損害賠償の算定規定に関する拡充がされています。本稿では、令和5年改正法の要点について取り上げます。

## 2. 「限定提供データ」の対象について

改正前の「限定提供データ」（不競法2条7項）の定義は、営業秘密と限定提供データの両制度による保護の重複を避ける趣旨で、営業秘密を特徴づける「秘密として管理されているもの」を除くという形で規定されていました。そのため、「限定提供データ」として保護を想定する際には、秘密管理が必要な「営業秘密」とは別個の管理態様が求められるのではないかと、実務上の混乱も見受けられました。

また、「限定提供データ」は公知・非公知を問わないものとされている一方で、「営業秘密」の保護対象は公然と知られていない（＝非公知な）情報に限定されます。このことから、「秘密として管理されている」が「公然と知られている」情報は、「秘密として管理されている」ため限定提供データとしての保護を受けることはできず、また、公知情報であるため営業秘密としての保護も及ばないといった、両制度による保護の間隙が存在することも指摘されてきました。

そこで、今回の令和5年改正法では、「限定提供データ」（不競法2条7項）の定義において、「秘密として管理されているものを除く」と規定されていた部分が、「営業秘密を除く」といった形へと改正されました。この改正により、「限定提供データ」には、秘密として管理されている情報も含まれることとなり、上記の秘密管理の差異の問題や両制度の保護の間隙について解消されたといえます。

営業秘密と限定提供データの保護の内容を比べると、刑事罰については営業秘密に

かかる不正競争行為のみ定められていることからすると、その点においては、営業秘密の方がより保護が手厚いとも評価できます。実務的には、まずは営業秘密としての保護を目指し、他方で情報の内容・性質からして非公知性を満たさないような場合には限定提供データとしての保護を目指していくといった対応が考えられます。

### 3. 営業秘密（技術上の秘密）の使用等にかかる推定規定について

訴訟の原告（営業秘密保有者）において、相手方（被告）による営業秘密の「使用」の事実を立証することが困難であることに鑑み、不競法では、生産方法等の技術上の秘密に限って、相手方による使用の事実について推定する旨の規定が置かれています（不競法5条の2）。

令和5年改正前は、このような不正使用の事実が推定されるのは、産業スパイ等の悪質性の高い場合を念頭に、不正取得類型（不競法2条1項4号）や取得時悪意重過失の転得類型（同項5号、8号）に限定されていました。

今回の令和5年改正では、5条の2の推定規定の対象類型が拡充され、①元々営業秘密にアクセス権限のある者（例えば、元従業員や業務委託先等）が図利加害目的で営業秘密を領得した場合（5条の2第3項）や、②不正な経緯を知らずに転得した者が、事後的にその経緯を知り又は重過失により知らずに、営業秘密の記録媒体等を保有する場合（例えば、警告書等が届く等により、不正な経緯を事後的に知ったにもかかわらず、記録媒体等を削除等しなかった場合）（5条の2第2項、第4項）についても、同条による推定が及ぶものとされました。

### 4. 損害賠償算定規定について

最後に、損害賠償算定規定（不競法5条）についても、令和元年の特許法改正（特許法102条関係）による手当てと同様に、ライセンス機会の喪失による逸失利益の認定（不競法5条1項）や実施料相当額の考慮要素の明確化（同条4項）の規定が設けられました。また、不競法5条1項の対象行為について、改正前は「物の譲渡」に限定されていましたが、デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえて、データや役務を提供する場合にも拡充されています。

## 私のこの1冊（2）

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

今回は懐かしい思い出の1冊というよりもその中に収められていた一文にノックアウトになった1冊です。その時に受けた印象は、今も鮮明に覚えています。

高校1年の夏に、同じ中学から共に進学した友人のT君宅に数人で遊びに行った際のことです。彼の蔵書の中に徳間書店から発刊されていた「中国の思想」シリーズを書棚で見つけました。歴史の授業は特に好きな教科でもあり、世界史で諸子百家の知識だけは得ていたものですから、T君の了解を得てすぐにシリーズ1巻目の「韓非子」をぺらぺらとめくり拾い読みをしました。訳文は短く解説も分かり易く書かれていました。

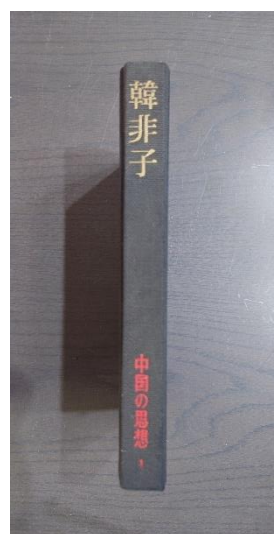
そしてたまたま目に留まったのが、今回の一文です。篇中の外儲説に「温情も手段」との副題のつけられた短い文章でした。簡記すると次のような内容です。

「将軍が中山を攻めたとき、できものをつくった兵士がいた。将軍は自らひざまずいて、その兵士の膿を吸った。それを聞いた兵士の母親は泣きだした。『将軍が子供に親切にしてくださったのに、どうして泣くのですか』と、尋ねた者に、母親はこう答えた。『将軍は前にあの子の父親のできものを吸ったことがあります。父親は、その恩に死で報いました。あの子もきっと死ぬでしょう。それで泣くのです』」

それが温情とも見え、冷徹な人を動かす手段とも評価されることを強く心に印象づけられ、高1当時の幼稚でおめでたい私の脳天に一撃を食らった思いでした。一つの事象に様々な受け取り方があるのだと、ものの見方の多面性を鮮やかに見せられた思いでした。

その後、直ちにこのシリーズ12巻と同書店から引き続き発刊された「史記」6巻を貪るように読んだ記憶が蘇ります。

今では遥か遠い昔の読後感です。しかし、脳裏にその時の状況が鮮明に思い浮かび捨てられずにいる昭和41年3月15日7刷の1冊（昭和39年5月1日初刷）です。高1夏の思い出と記憶していますから昭和42年になります。7刷が、その時期に購入したことを徴していると思うと妙な感慨も浮かびました。



## 長期間続く辛い近況報告

弁護士 阪口 誠

イップス、ゴルフをされる方なら皆さんご存じだと思いますが、私、約1年前からイップスで悩んでおり、本原稿を作成するためにイップスについて調べてみました。

あるインターネットの情報によると、イップスとは主にスポーツの動作に支障をきたし、突如自分の思い通りの動きができなくなることで、ゴルフ、テニスなどのスポーツに多く見られ、学術的には局所性ジストニアといわれるひとつの神経疾患だそうです。本当の話か知りませんが、プロの棋士が、コマを持ったまま、固まったこともあるそうです。

私の場合は、パッティングのイップスで、発症したのはパターを買い替えてからです。当初は自分に合ったパターとして喜んでいたのですが、ある時、短いパッティングを立て続けに外し、それがトラウマとなって段々と0.5メートルから2メートルの距離が打てなくなりました。どう打てないかという、インパクトで力が抜けたり、それを意識すると極端に強すぎたりと訳が分からない状態が続いています。

インターネット情報によると、初心者でイップスで悩まされる人は殆どいなくて、プロゴルファーやトップアマでも悩まされる人が結構いるようで、有名なプロゴルファーとしては、ジャンボ尾崎、丸山茂樹、宮里藍もイップスで悩んだそうです。

また、一般に完璧主義者でまじめな方が多いといわれており、その意味では私も初心者でなくて、完璧主義でまじめということになるのですが、問題はどうやって克服するかです。ゴルフ仲間からはクロスハンドグリップにしたら良いとか、長尺パターを使えとか言われるのですが、それではイップスに負けたような気になるので今のパターでこれまでのようにパッティングしています。心療内科に通院することも考えられるのですが、どなたかイップスを克服された方がいらっしゃったら、是非、ご一報下さるようお願いいたします。次回の事務所報では、是非、イップスを克服した記事を掲載したいと思います。





## 四国八十八ヶ所・車遍路旅

弁護士 湯浅 靖

コロナによる移動制限が緩和されつつある状況の中で、ガン治療祈願も兼ねて自家用車による四国八十八ヶ所巡礼旅をスタート。各地の名所を巡りながら、のんびり旅だったため、8回に分けて4年がかりの旅となり、四国の広さを実感しました。

①1～17番札所：コロナによる制約のため1番札所を含め非常に閑散とした状況でした。最難関の一つである12番焼山寺に向かう山道は離合困難な場所が多く、恐怖におびえながら運転。②18～26：室戸岬は結構遠い。③27～36：35番清滝寺はミカン畑の横を通る難所の一つで、自走不可と判断し、タクシーに乗せてもらいました。プロドライバーとの力量の違いを見せつけられ、心の中で拍手を送りました。④37～43：足摺岬、宿毛、宇和島と、四万十川よりも先の地点に人生で始めて到達しました。宇和島は遠かった。⑤44～54：道後温泉は素晴らしかった。⑥55～65：今治にて焼き鳥、焼豚卵子飯とB級グルメを堪能しました。⑦66～77：早朝と昼に行列さぬきうどんを食べ、父母ヶ浜で写真を撮り、こんぴらさんにも人生初めてお参りすることができました。⑧78～88：88番大窪寺で結願した後、人生初めてカーフェリーを利用し、小豆島に向かい結願の旅を終えました。

各札所は、目的地周辺で離合困難な狭路地点が多々ありました。普段の自家用車による運転では、可能な限り安全な場所を通行するようにしているのですが、巡礼を完遂するためには狭路を避けて通ることができず、狭路を運転する場合の運転者心理を多く学ぶことができ、一度も擦ることなく素晴らしい旅を終えることができました。

## 地震と台風

弁護士 池田 聡

今年の夏は例年にない暑さが続きましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

8月8日の宮崎の地震直後から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、地震への警戒が呼びかけられました。私は中学生の時に阪神大震災を経験し、大学で阪神大震災の原因を探究して今後の地震の予知につなげる研究を、わずかながらしていたこともあり、地震予知には関心があるのですが、短期間の地震発生の予知が簡単ではないことも感じていました。1週間以内に地震が起こるか否かを正確に予想するのは極めて難しいことですので、必ず地震がくると考えるのではなく、普段より万一に備えて行動するということが良いかと考えています。私がしたのは、いざという時の避難について家族と話をしたり、防災グッズを確認したりという程度ですが、いつか来る巨大地震の際に少しでも役に立てばと思っています。

地震だけではなく、8月末には台風10号が来てしまいました。見たこともない進路でゆっくり進行し、大きな被害が出た地域も多かったようです。大阪は幸い雨が多かったという程度でしたが、当初は風が強く危険だったこともあり、9月1日に私が出演する予定であったオーケストラの演奏会は中止になってしまいました。

地震に台風と天災続きですが、出来る範囲の準備を行い、天に祈るしかないと感じています。いつまでも暑さが続きますが、皆様もお身体に気をつけてお過ごしください。

## 裁判所とテレビ

弁護士 松下 聡

先般、社会の耳目を集める事件について原告代理人の一人として提訴することになり、私も少しだけテレビに映りました。

さて、テレビで裁判のニュースは多々ありますが、その映像がどのように撮られているかご存じでしょうか。まず、弁護士や原告が裁判所の敷地にぞろぞろ入っていく様子が流れることがあります。これは訴状を提出しに行く場面ですが、要は書類を裁判所に提出するだけなので、普通は原告（つまり依頼者様）に来ていただくことはありません。事務局にお願いするか、遠方の裁判所であれば郵送するのが普通で、弁護士が行くこともほぼありません。あの入場行進は、あくまで撮影用ということになります。私も行進しましたが、裁判所に入った後は特にすることはありませんでした。

また、第一回期日や判決の際に、法廷の様子が流れることもあります。これも、実際の手続が始まる前に撮影タイムを設け、裁判官や弁護士らが黙って座っているところを1分程度撮影している映像です。日本の裁判所では、実際の裁判手続を撮影することは一切認めておらず、だからこそ法廷画家のスケッチが行われています。

このように、裁判所のニュース映像は実態を撮影したものとは言い難く、原稿を読んでいる間の背景という意味が大きそうです。

## 心打たれた牛肉

弁護士 北村 優香子

この夏は色々あり、あまり旅行にも行けていなかったのですが、久しぶりに先日行った箱根でとても美味しい牛肉に出会いました。皆さん、「石垣島きたうち牧場プレミアムビーフ」という牛肉をご存じでしょうか。

こちらの牛肉は、石垣島の大自然の中で育った雌牛のみを36~40ヶ月じっくりと肥育して作られるそうです。一般的な黒毛和牛の肥育期間が30ヶ月であることに比べると、長期間肥育されていることがうかがえます。通常、肥育期間が長いと脂が柔らかくなり美味しい牛肉になるそうですが、肥育期間が長期に及ぶと逆に弊害も生じ、美味しいお肉の状態でも長期間育てることは相当の技量が必要だそうです。また、こちらの牛肉に関して最も驚いた点は、脂の融点の低さです。通常の牛肉の脂だと融点は約45度と言われているのですが、こちらはなんと8度。脂がすぐに口の中でとろけ、いい意味で後に残らない理由が分かります。

どんどん食べ進めてしまえるくらい脂のしつこさがないのに脂の甘みや存在感はきちんとある、そしてお肉自体の味がしっかりする、石垣島きたうち牧場プレミアムビーフ。神戸牛は美味しいけれど食べると少し胃もたれが、という方にもとってもおすすめです。

皆さんも機会があれば是非一度お試しください。

## ◇ 出版案内 ◇



当事務所弁護士三山峻司、同池田聡、同矢倉雄太及び同西川侑之介が執筆に加わった『知財紛争“和解”の実務』が令和6年7月10日に株式会社中央経済社より出版されました。当事務所外の弁理士西野卓嗣先生と弁護士室谷和彦先生にもご執筆いただき、充実した内容の一冊に仕上げることができました。

本書は、特許・表示（商標等）・デザイン等の知財紛争における“和解”に焦点を当て、訴訟前の交渉・和解の在り方や訴訟上の和解における要点について、8つのエピソードと併せて解説をしています。また、和解の際の和解条項例や各種書面のひな形も多数掲載しており、その条項等の内容の解説も豊富に行っています。既に知財を扱われている企業の担当者や法律専門家をはじめ、知財に携わる多くの方に手に取っていただき、実務の現場でご活用いただければ幸いです。

### 所属弁護士

弁護士・弁理士 三山 峻司  
社会福祉士

弁護士 池田 聡

弁護士・弁理士 矢倉 雄太  
博士（法学）

弁護士 阪口 誠

弁護士 松下 聡

弁護士 西川 侑之介  
弁理士

弁護士 湯浅 靖

弁護士 安田 幸司  
N Y 州 弁 護 士

弁護士 北村 優香子

#### 中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号

大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http://www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

